

平成24年7月18日

舞鶴ウイルス性肝炎を考える会
世話人 三宅 あき 様

舞鶴市長 多々見 良三

生活保護申請に関する要請及びご質問について

日頃は舞鶴市政の各般にわたりご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成24年7月2日付けで貴会からご提出いただきました標記の要請及びご質問の件についてであります。下記のとおりお答えさせていただきます。

記

1. 「要請及び質問一」について

事実確認については、生活保護業務の担当部署である福祉援護課において聞き取り調査も含めて実施します。

2. 「要請及び質問二」について

生活保護の要否の決定については、生活保護法の規定に従い、必要となる資産等の調査を実施し、できる限り速やかな決定を行うべきものと考えております。

3. 「要請及び質問三」について

生活保護の面接における第三者の同席につきましては、相談者ご本人が同意されている場合、相談ケースのお困りの概要等をお聞きすることについては、同席をしていただく場合がありますが、個々のケースの詳細な状況をお聞きする際には、様々な個人情報をお聞きする必要があることから、第三者の方には退席をいただいております。